

総合体育館プール キャッシュレス券売機等 導入業務プロポーザル審査実施要領

1. 選考方法

- (1) 審査については総合体育館プール キャッシュレス券売機等導入業務事業者選定委員会
が評価項目ごとに審査し、優先交渉権及び次点者を特定する。なお、同点が2者以上になった
場合は、運用費用の見積書の低い方を優先交渉権者として特定する。次点者についても同様
とする。
- (2) 審査は、書面審査及びヒアリング審査で行い、1000 点満点のうち、書面審査の獲得点と
各委員の獲得点平均の合計が最も高い提案者を特定する方式とする。
- (3) 3 者を超える参加表明書の提出があった場合には、簡易デザイン審査を実施し、仕様書の
「別紙1 キャッシュレス券売機等要件一覧」の必須項目に対応する者のうち、デザインサン
プル(券売機タッチパネルデザイン、券売機本体デザイン)で評価し、上位3者のみ参加可能とす
る。
- なお、デザイン評価は「簡易デザイン評価書(別紙1)」によるものとし、合計点数が高いもの
から順に参加資格を与える。

2. 書面審査 配点:320 点

(1) 審査対象

キャッシュレス券売機等要件一覧のうち要望項目(仕様書 別紙1)

(2) 評価方法

提案する券売機等の対応状況を採点する。

獲得点については次のとおりとする。

〈獲得点算出方法〉

単位:点

対応レベル		◎	○	△	×
配点	30	30	30	10.0	0
	20	20	20	6.6	0
	15	15	15	5.0	0
	10	10	10	3.3	0

<対応欄・記入方法>

対応している場合:「◎」、現在対応していないが、納品時に対応できる場合:「○」

類似機能、代替案を用意できる。また、要件の一部に対応している。:「△」

対応不可能な場合:「×」

3. ヒアリング審査 配点:680点

選定委員会において、ヒアリング審査を次に定めるところにより行う。

(1) 評価方法

選定委員会の委員がプレゼンテーション等を「総合体育館プール キャッシュレス券売機等審査項目及び評価基準(別紙2)」の項目で評価する。

(2) 配点・獲得点基準

- ・各項目の配点は「総合体育館プール キャッシュレス券売機等審査項目及び評価基準(別紙2)」のとおりとする。
- ・獲得点は「評価係数×係数」とし、係数は「配点÷5」とする。
- ・評価欄は「特に優れている」「優れている」「普通」「やや不十分」「不十分」の5段階評価とし、評価係数は次表のとおりとする。

評価欄	評価係数
特に優れている	5
優れている	4
普通	3
やや不十分	2
不十分	1